

教育委員会会議録

(定例会)

令和6年2月22日 開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和6年2月22日(木)	
2	場	所	教育委員会室	
3	開	会	午後2時00分	
4	出	席	委員	教育長 教育長職務代理者 委員 委員
				竹居秀子 大谷幸男 石田有世 伊藤華英
5	欠	席	委員	委員
				小山和也
6	議	場	に出席した者	副教育長 管理部長 学校教育部長 生涯学習部長 学校教育部参事兼教職員人事課長 教育総務課長 指導2課長 健康教育課長
				栗原章浩 高木泰博 野津吉宏 辻美由紀 高山裕子 小出博康 青木貴 小山敏明
7	会	議	録署名委員	大谷幸男

8 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。
本日の会議に、議案第16号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。本日の議案について、議案第15号、第16号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は議案第15号、第16号は非公開となります。会議の順番ですが、議案第12号、13号、14号、その他、議案第16号、第15号の順に審議することといたします。

議案第12号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

竹居教育長 それでは、議案第12号について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第12号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」を御説明させていただきます。

議案書の1ページから6ページを御覧ください。職員の定年引上げに伴い、60歳を超え役職定年により降任となった職員が任命される「総合調整幹」、「調整幹」、「専門幹」の職について、人事評価の規定の整備を行い、地方公務員法に基づき、市長と協議をするものです。

なお、市長部局においても同様の規定の改正を行う予定でございます。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 この三つの「幹」、この職の方たちは管理職か、また管理職手当も支給されるものなののでしょうか。

教育総務課長 級でいいますと4級、課長補佐級となりますので管理職手当の支給はございません。

大谷委員 実際に、来年度からこの「幹」となる該当者はどの程度いるものなののでしょうか。

教育総務課長 今年度末で満60歳を迎える管理職の方は5名いらっしゃいます。そのため、退職等がございませんでしたら、この5名の方が新しい職に就くということになります。

竹居教育長 何かありますか。
それでは、議案第12号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議について

竹居教育長 続きまして、議案第13号について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第13号「市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議について」を御説明させていただきます。

議案書の7ページから11ページを御覧ください。先ほどの議案同様に職員の定年引上げに伴い新たに設置される職の標準的な職及び標準職務遂行能力について、規定の整備を行い、地方公務員法の規定に基づき、市長と協議をするものです。

なお、市長部局においても同様の規定の改正を行う予定でございます。説明は以上となります。御審議のほどよろしく願います。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 先ほどの内容と引き続いてとはなりますが、このような職の方の配置、登用についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

教育総務課長 今までは60歳を超えると再任用ということで短時間勤務であったりもしましたが、新しい職の方はフルタイム勤務となります。また、新たな職となりますので、その職における心構えであり、どのようなことをしていくかということの研修も行われる予定でございます。

配属についても一職員として局、部、または課に、その職に応じて配属させていただくこととなりますので、通常の職員と同様に勤務していただくことを想定しております。

竹居教育長 他にありますか。私の方からも一点、このように新しい職ができ、その職の在り方を検討していただいたと思いますが、これと並行して再任用として勤務される方もいらっしゃいます。これを機にしっかりとこのような4分の3勤務、短時間勤務で再任用の方々の仕事も精査していただきたいと思います。

それでは、議案第13号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第14号について事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案第14号、「さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の制定について」の御説明をいたします。

別冊1の11ページを御覧ください。提案理由でございますが、教育職員免許法の特例に基づき授与する特別免許状に関し、令和5年12月22日付けで内閣総理大臣より、構造改革特別区域法に基づく認定を受けたことに伴い、さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則を定めるものでございます。

規則案は、別冊1の2ページ目から10ページ目までとなります。全9条の条文と、第1号から第6号までの様式から構成しております。

2 ページ目を御覧ください。第 1 条は規則制定の目的を定めております。第 3 条では、特別免許状授与にあたり実施する教育職員検定の申請において必要な書類等を定めております。第 4 条から第 6 条は、教育職員検定の実施に関する事項について定めております。第 7 条では、検定の合否決定に関する事項を定めております。第 9 条では特別免許状の授与に関する事項について定めております。

4 ページ目以降を御覧ください。様式第 1 号から第 5 号は第 3 条に定める申請書類の様式を定めたものとなります。10 ページの様式第 6 号は特別免許状の記載事項を定めたものとなります。

最後に、施行期日は、公布の日としております。本会議で承認を受けた後には、速やかに公布を行いたいと思います。

なお、公布後の対応といたしましては、新設した教員採用選考試験のパイオニア特別選考の合格者と、従来から行っているネイティブ特別選考の合格者に対して、次年度から特別免許状の授与を行う予定でございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 要望となるのですが、適切、的確な選考を行っていただくことが大前提となりますが、積極的な運用を行っていただきたいと思えます。

竹居教育長 他にありますか。
それでは、議案第 14 号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

その他 市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

竹居教育長 続きます、次第の 3 「その他」について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

その他「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」を御説明させていただきます。

議案書の17ページから22ページを御覧ください。本件につきましては、前回1月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。この度、令和6年1月23日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

無いようでしたら、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第16号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第15号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後2時28分